

松 木 洋 一
日本獣医生命科学大学名誉教授（農業経済学）

1.日本の家畜福祉の概念

Animal Welfare（動物福祉、本稿では以降の叙述では略称 AW を用いる）の Wel-fare（一般的訳語；福祉）の語源的意味は、“（人間も動物も）満たされて Wel, 生きている fare”と捉えられるので、Farm Animal Welfare を「家畜が最終的な死を迎えるまでの飼育過程において、ストレスから自由で、行動要求が満たされた健康的な生活ができる状態」を表す用語として定義する。

そして、アニマルウェルフェア畜産（家畜福祉畜産）とは、家畜をそのような「行動要求満足度の高い生活状態で飼育する」生産システムであるとともに、そのことによって人も家畜から安全で質の高い「ウェルフェア食品」と人間のストレスを軽減するセラピー効果のある「癒し力」をも与えられるという、人と家畜とが相互依存する“ウェルフェア共生システム”と定義する。

しかも、“ウェルフェア共生システム”で生産されるこれら2つのウェルフェア商品（食品とセラピーサービス）の価値を実現するためには、生産段階に従事する人たちだけでなく、流通業、食品加工業、レストラン等の飲食業に従事する人たちと共に、かつ最終消費者である多様な人々がアニマルウェルフェアを重視するライフスタイルをめざして、生産活動と生活活動を結びつけるあらたな市場社会的ネットワークであるアニマルウェルフェアフードシステムの開発が不可欠である⁽¹⁾。

以上のような日本型 AW コンセプトは、AW 畜産による AW 食品の供給と共に AW セラピーサービスの供給、人間と動物の相互依存関係＝共生システムに意義を置いており、AW 畜産“物”の生産システムと食べ物供給チェーンに評価基準を置いて推進する欧米型の AW 概念とは異なる。

AW の基本理念は、“家畜は物ではない”＝“感受性のある生命存在”であり、畜産物は“食物”というより“食命”ともいえるのであり、ウェルフェアフードシステムとはまさに“いのちの食べ方”であり、AW 家畜飼育は食料生産と同時に動物とのコミュニケーションから人間が受け取る“癒し力”を実現することである。

2.日本における動物食の文化史と農畜業の形成過程

日本人の食生活は米を主食とする長い伝統に基づいている。畜産物を本格的に摂取するようになった歴史は短く、第二次世界大戦終了後からの半世紀ほどに過ぎない。すなわち、米麦大豆などの穀類と魚類を主とする伝統的な日本食に戦後の畜産業の発展によって畜産食品が導入され、世界的にみても栄養バランスの良い「日本型食生活パターン」が目されている。

日本社会では「伝統的に動物食はなかった」という一般的な見方が根付いてきたため、人間と動物との関係論とくに家畜福祉論を取り上げる場合でも、肉食文化を主とする欧米社会との相違を強調しがちである。

しかしながら、21世紀の世界がアニマルウェルフェア畜産革命へ大転換している状況に対応して、現代日本の畜産業および家畜飼育のあり方が問われ始めている。

本稿では、現在の日本の食生活文化の中で米食と対立的に共存してきた動物食の位置がどのような歴史的経過によってつくられてきたかを、古代、中世、近世、近代、現代とい

う発展段階で特徴的に把握し、現在の工場的畜産システムの実態とその矛盾を解決するアニマルウェルフェア畜産システムの形成に果たしてきた特徴を取り上げる。

1) 古代の肉食禁止から中世の米食文化中心と近代の西洋肉食文化への転換

人類の原始時代の食生活が狩猟漁猟と採集によって、野獣肉、魚肉、野生木の実を主としていたことは日本においても同様であった。縄文時代晩期と弥生時代から稲作が始まることになって、米食が重きをおくようになり、また家畜化された猪（豚）と鹿などの獣肉を従とする「米＋動物肉・魚肉」型の食生活が一般化された。

日本では古代の階級社会になると、天皇を中心とする律令国家が形成されることにより、神格化された天皇が稲作の祭祀を司る司祭者となり、その権威を維持するとともに大和朝廷の経済的基盤のための稲作と米食が推奨されるようになった。古代国家は米を頂点とする農耕を基本としたが、海の魚介類と山の鳥獣を従とする国の生産の様式と食生活は他のアジア諸国と同じであり、天皇も肉食を忌避していなかった。狩猟が重要な役割を持っていた古代は米と肉は互いに矛盾する存在ではなかったのであり、天皇の狩猟行為も軍事力の誇示や薬猟とともに、獣害の駆除と豊作の予祝という農耕推進上においても象徴的な役割が課せられていた⁽²⁾。

肉食が禁止されるようになった最大の理由は、仏教の伝来であり、天皇を頂点とする貴族などの支配者階級が仏教に帰依して、その教えの根本である「殺生禁止と肉食禁止」思想に基づく法令を早くから制定し実施したことによる。

大化の改新によって天皇中心の中央集権である律令国家が形成されたが、その展開を記録した「日本書紀」によると、大乘仏教の習得に熱心であった天武天皇は西暦 675 年に最初の「肉食禁止令」を発布している（表－1⁽³⁾⁽⁴⁾⁽⁵⁾⁽⁶⁾）。牛・馬・犬・猿・鶏 5 種類の食肉の禁止令であり、当時もっとも主要な狩猟獣であるシカとイノシシが除外されていたので実質的に肉食を禁じたことにならず、しかも 4 月から 9 月 30 日までの期間に限定したものであり、稲作期間中は酒と肉を断つという稲作振興の政策思想といえよう。

古代時代から中世、近世にかけて、このような仏教の殺生戒に基づいて多くの「殺生禁断令」「牛馬のと殺禁止令」などが発布された（表－1）。また、仏教の殺生禁止思想が神道の「穢れ（けがれ）」思想に反映して、天災を回避する手段として「肉食禁忌」の食文化が作り上げられた。

武士が支配者となる近世では、16 世紀中ごろに伝来したカトリックキリスト教は当初は布教が許されていたが、1587 年に豊臣秀吉によるキリスト教禁止令によって弾圧された。それとともに「牛馬と殺禁止令」が発令されたのであるが、キリスト教が牛肉食の風習を広めたということ为主要理由とする禁止令であった。

この「牛馬と殺禁止令」は徳川時代に継承され、仏教の殺生禁止、肉食禁忌、神道の穢れの思想が強化された。1685 年には徳川綱吉（呼称の犬将軍）は「生類憐れみの令」を発布し、「犬の保護」、「捨子・捨牛馬の禁止」、「鷹狩り禁止」など仏教の「生物を大切にしてお放生を行なえ」の思想を実行したのである。これは、古代国家以来繰り返されてきた肉食否定の最終段階といってもよく、稲作と米食を幹とした食文化の重視であった。

このように近世の江戸時代の徳川支配体制は米に比重をおく社会であったが、将軍家や豪商のみならず江戸庶民は、仏教の殺生戒と神道の穢れ意識を持ちつつ表向きは家畜飼育と肉食は否定していたが、鹿肉を「牡丹肉」や猪肉を「もみじ肉」という隠語を使い、獣肉食一般は「薬食い」用（病気の回復や健康維持の目的の薬として）として売買され、ひそかに食べていたのが実態である⁽⁷⁾。

しかしながら、徳川時代中期の 18 世紀になると、鷹狩り禁止を解除した徳川吉宗がインドから白牛を導入し幕府直轄地の嶺岡牧（現在の千葉県鴨川市）で放牧飼育を開始し

た。バターに近い乳製品の「白牛酪」を将軍家用に生産するだけでなく、余剰分は江戸の民間で販売されていたことからすると酪農産業の萌芽ともいえよう。また、日本における軍馬飼育の歴史は長いが、吉宗はオランダからはじめて外国種を導入して馬の育種改良にも着手するなど、肉食否定の近世社会の後期になると家畜飼育が公然化されていった。

表一 日本の動物保護、殺生禁止・肉食禁止令の歴史（古代～中世～近世～近代～現代）

(松木洋一作成)

古 日本書紀 720年・古事記	675年	肉食禁止令 (天武天皇)	大化の改新による中央集権国家の大業仏教による祭祀 牛・馬・犬・猿・鶏5種類の4月から9月末までの食肉禁止 (節制期間の牛馬耕の推進を念頭) 主要な狩猟動物の鷹と猪の食肉は除外	
	681年	肉食禁止令 (神武天皇)	宮中での肉食を禁止	
	722年	殺生禁断令 放生 (放鳥制) (元正天皇)	路上に散乱する骨や肉を埋めること。飲酒と屠殺を禁ずる。	
	730年	殺生禁断令 (聖武天皇)	鹿蹄の捕獲と殺生を禁止	
	737年	牛馬のと殺禁止 (聖武天皇)	飲酒と肉食の禁止	
	741年	牛馬の殺生禁断令 (聖武天皇)	農耕用の牛馬のと殺の禁止	
	743年	殺生禁断令 (聖武天皇)	49日間殺生を禁断し、内魚が獲じった雑食を禁止する	
	749年	肉食禁止令 (聖武天皇)	全国に殺生の禁断を命じる	
	782年	殺生禁断令 (孝謙天皇・聖武天皇の嫡)	魚をとることも禁止。漁民へは不届給	
	788年	殺生禁止令 (孝謙天皇)	天皇への鹿・猪内の献上を永久に禁止	
	789年	殺生禁止令 (孝仁天皇)	むやみな殺生を慎むこと	
	784年	殺生禁止令 (孝謙天皇)	鷹・犬・鶴を使用する狩猟と漁業を禁止する	
	786年	殺生禁止令 (神武天皇)	狩猟漁獲のための鷹、犬、鶴の飼育禁止 内、魚の殺断禁止	
	770年	肉食禁止令 (神武天皇)	7日、全国で辛しの入った肉・酒を禁止	
	775年	殺生禁止令 (光仁天皇)	天皇誕生日 10月13日はと殺を禁止	
	791年	殺生禁止令 (桓武天皇)	牛を殺して護神を犯ることを禁止	
	中 平安・鎌倉時代	801年	殺生禁止令 (桓武天皇)	牛を殺して神を犯ることを禁止
		812年	殺生禁止令 (醍醐天皇)	寺の周囲二里以内の殺生を禁止
		841年	殺生禁止 (任明天皇)	寺の周囲二里以内の殺生を禁止
881年		放生令 (醍醐天皇)	全国に放生池が造られた。	
927年		物忌令「延期式」成立 (醍醐天皇)	肉食の「けがれ意識」の規定 六畜(馬、牛、羊、犬、豚、鶏)を食したものは3日間物忌み(飲食行いを慎み、身を清めること)、鷹は除外。	
1114年		鳥獣飼育禁止 (白河天皇)	小鳥・鷹を京都で飼育を禁止	
1127年		天下殺生の禁止 (崇徳天皇)	魚網の放棄 放鳥	
1130年		狩猟禁止 (崇徳天皇)		
1188年		諸国殺生禁断 (後鳥羽天皇)		
1191年		殺生禁止令 (後鳥羽天皇)	寺の周囲二里以内の殺生を禁止	
1196年		鷹狩り停止 (源朝綱)		
1212年		鷹狩り禁止 (源朝綱)		
1231年		殺生禁止 (後醍醐天皇)	寺の周囲二里以内の殺生を禁止	
1261年	殺生禁止 (宗廟親王)	毎月8, 14, 15, 23, 29, 30の6日間、彼岸の期間に殺生禁止		
近世 安土桃山・江戸時代	1587年	キリスト教禁止令 牛馬と殺禁止令 (豊臣秀吉)	キリスト教宣教師ザビエル等が牛肉食の西歐食文化を広めたことから、 徳川幕府は反肉食政策をとった。	
	1612年	牛馬食肉禁止 自然死牛馬の売買禁止 (徳川秀忠)		
	1685年	生類憐れみの令 (徳川綱吉)	犬の保護、捨子・捨牛馬の禁止 鷹狩り禁止	
近代 明治・大正	1871年	宮中の肉食禁止令の解除 (明治政府)	米の祭祀を司る天皇の宮中料理における肉食禁止令の廃止→西洋化	
	1918年	鳥獣保護及び狩猟に関する法律 (大正政府)		
現代	1972年	動物の保護及び管理に関する法律制定 (国会議員立法)		
	1999年	動物の愛護及び管理に関する法律に名称変更		

編集引用資料

- 1) 原田慎男『歴史の中の米と肉—食物と天皇・差別』平凡社選書 147 1993年
- 2) 若尾政希『食から文化を考える—日本史研究への招待—』一橋大学機関リポジトリ 2013
- 3) 若尾政希『お肉のスヌー—肉食禁忌と食の文明開化—』平成25年度 一橋大学付属図書館企画展示
- 4) 地球生物学会 ALIVE『日本における主な動物保護法制の歴史』 <http://www.alive-net.net/law/wada/law-history.html>
- 5) 秋田昌美『肉食禁止の歴史』 <http://aerbox.net/cruelty-free-life/10/>

2) 戦前有畜化論の推移

265年も続いた徳川幕藩体制における仏教は天皇家が帰依した8世紀から神仏習合（神道と仏教が一緒になっていた）の仏教として特権が与えられ保護されてきたのであるが、明治政府は1868年の明治天皇の王政復古の宣言をもとに神道を国の宗教とするために「神仏分離令」を發布し、廃仏毀釈（はいぶつきしゃく）につながる仏教を排除する政策をとった。仏教思想である「殺生禁止と肉食禁止」思想と政策を廃棄する近代化・西洋化がはじめられたのである。

すなわち明治政府は近代国家を建造するために、西洋技術・文化による文明開化、殖産興業、富国強兵の政策を柱とした。その一端としての食文化の西洋化は、1871年から天皇家と宮中の料理においては仏教の肉食禁止令を解除とすることから始まった。また、仏教の僧侶の規範であった僧尼令が廃止され、肉食が公然と許されたことで、僧侶の宗教的権威が失墜し職能化した⁽⁸⁾。

このように、明治期になると日本の食生活は米食と肉食の共存が無条件に一般化されたといえよう。

明治政府の財源確保のためには地租改正と官民有土地区分などの土地制度の改革が不可欠であり、そのための殖産興業政策の柱として勸農策がとられた⁽⁹⁾。勸農策の立案過程では西洋と比べて畜産の後進性が指摘され、その日本農業の「無畜性」をいかに改革するかが目標となった。そのためヨーロッパ農法の研究とドイツからの外国人学者の招聘によって、西欧式の大農畑作牧畜の建設政策がとられた。しかし、外国人学者のマックス・フェスカなどの研究者は日本の現状からそのような西欧農法の導入を否定し、農民的有畜経営を推奨した。にもかかわらず明治政府が政策的に主導した士族授産の大農牧畜農場はその後の展開過程でほとんどが失敗することになった。しかも林野の官民有区分の強行によって長い利用慣行があった村落共同体の入会牧野が規制され、農民的畜産の飼料基盤が弱体化して農民的畜産の道も閉ざされた⁽¹⁰⁾。近代の有畜化は役用牛馬（役畜）と自給厩肥用牛馬（糞畜）の飼育であって、畜産物の生産（用畜）の目的ではなかった。農民的な零細有畜農業では牛馬の一头飼育が大半で人と同じ家屋の中で大切に飼われていた。ただ、大農牧畜農場では林野の放牧が行われ、しかも西洋牧草のない時代でもあったので、日本国内の多種の山野草が供与されていた⁽¹¹⁾。

明治（天皇）時代（1868-1912）から大正（天皇）時代（1912-1926）、昭和（天皇）戦前時代（1926-1945）の農業経営の複合化の主流は「米と繭」の複合経営であり、昭和恐慌によって養蚕が打撃を得てから転換した有畜複合化は零細農の慣行的な副業経営部門であった。農村地帯では戦前の寄生地主制のもとでの小作農の零細有畜化と地主豪農の有畜化が奨励されたが、慣行的な自給的な牛馬飼育（役畜と糞畜）にとどまり、乳肉卵の商業的な用畜経営が本格化するには戦後の民主主義国家である昭和（天皇）時代（1945-1988）を待たざるを得なかった（表-2 飼養農家数および頭羽数の推移を参照）。また、植民地の台湾（1895-1945）や満州（1905年-1945年）などから輸移入した飼料に依存する養鶏業と搾乳業（酪農）、畑作甘藷や残飯を飼料とする養豚業が都市農業および都市近郊農業地帯で展開し⁽¹²⁾、小規模な「米と畜産」の多角化経営がみられた。しかしながら、戦前の集約的畜産の典型である養鶏部門でさえ、全般的には鶏（庭どり）と呼ばれたように農家の自給的な飼育規模であり、現在のバタリーケージのように家畜の自由を閉じ込める大規模な工場的生産システムではなかった。

以上のように、近代の零細農による有畜農業の自給的な家畜飼育においては、家畜を同じ家屋内で人と共に生活する「同居飼育」がなされ日常的に健康が留意されていたことや、慣行的に「入会牧野に放牧」されていたことなどが基本的な飼育システムであった。また、近世までの支配者階級の手段とされてきた仏教の肉食禁止令と神道の穢れ観などの上からの価値観の規制から解放されたにも関わらず、農民には旧来からの動物観が残っており、他方では畜産物の市場経済が拡大し食生活の多様化が進展した。そのような状況での近代社会の有畜農業の実態には、現在の科学的なアニマルウェルフェア飼育とは異なり無

意識的ではあるが「家畜の行動の自由を保障しストレスを回避する方法」とつながる要素が潜在していたともいえよう。

3.戦後の有畜複合農業論と農業基本法による欧米型工場的畜産システムの導入政策

表-2 家畜・鶏飼養戸数及び飼養頭羽数 (1877明治10年～2005平成17年)													
Farm Households Raising Livestock or Chickens and Livestock or Chickens Raised (1877--2005)													
年次	肉牛		乳用牛		# 搾乳頭数	馬		豚		採卵鶏		ブロイラー	
	飼養戸数	飼養頭数	飼養戸数	飼養頭数		飼養戸数	飼養頭数	飼養戸数	飼養頭数	飼養戸数	飼養頭数	飼養戸数	飼養頭数
Year	Raiser households	Number	Raiser households	Number	Cows kept for milk	Raiser households	Number	Raiser households	Number	Raiser households	Number	Raiser households	Number
明治10年	1877	...	1,076,004	1,249,632
20	1887	...	1,020,509	...	5,808	...	1,537,606	...	41,904
大正元年	1912	...	1,399,498	5,668	...	53,259	1,581,743	...	308,970	2,948,223	20,255	*	*
昭和元年	1926	1,181,750	1,465,149	17,406	...	69,434	1,141,915	1,486,453	352,604	621,466	3,474,686	38,510	*
20	1945	...	2,079,354	...	239,391	...	855,717	1,120,857	132,391	205,905	...	17,978	*
25	1950	1,985,748	2,251,955	133,024	198,128	112,801	905,324	1,071,131	458,647	607,632	3,754,242	16,545	*
30	1955	2,279,630	2,636,490	253,850	421,110	216,616	778,110	927,260	527,900	825,160	4,507,500	45,715	*
35	1960	2,031,450	2,339,690	410,420	823,500	382,610	562,720	672,660	799,120	1,917,580	3,838,600	52,153	*
40	1965	1,434,580	1,885,810	381,600	1,288,950	633,770	260,190	321,840	701,560	3,975,960	3,243,000	120,197	20,490
45	1970	901,600	1,789,000	307,600	1,804,000	884,900	108,560	137,209	444,500	6,335,000	1,703,000	169,789	17,630
50	1975	473,600	1,857,000	160,100	1,787,000	910,000	35,550	42,900	223,400	7,684,000	509,800	154,504	11,540
60	1985	298,100	2,587,000	82,400	2,111,000	1,101,000	9,320	23,000	83,100	10,718,000	124,100	177,477	7,025
平成元年	1989	246,100	2,651,000	66,700	2,031,000	1,066,000	6,540	22,200	50,200	11,866,000	95,200	190,616	5,833
7	1995	169,700	2,965,000	44,300	1,951,000	1,034,000	18,800	10,250,000	7,860	193,854	3,853
12	2000	116,500	2,823,000	33,600	1,764,000	991,800	11,700	9,806,000	5,330	187,382	3,082
17	2005	89,600	2,747,000	27,700	1,655,000	910,100	2,652	102,520

引用編集資料：農林水産省家畜票年統計

(1) 各年2月1日現在。ただし、昭和15年以前は12月末日現在。
(2) 明治29年以前及び昭和20～47年は沖縄県を含まない。
(3) 昭和20～36年は奄美群島を含まない。
(4) 調査対象：乳用牛の大正12年以前は搾乳業者、大正13年以降は農家を含む。乳用牛以外については、昭和15年以前は調査対象不明。昭和16～22年、25、31、32年及び34年は飼養農家及び農家以外の農業団体、昭和35年以降は農家及び農家以外の飼養者、昭和24年は飼養農家、農家以外の農業団体及び非農家、昭和26～30年及び33年は飼養農家(ただし採卵鶏の昭和28年は飼養農家及び農家以外の農業団体)。
1) 明治41年～大正7年は肉用牛と乳用牛の合計頭数。昭和35年以前の分類項目は役肉牛。
2) 種鶏を含む。昭和38年以前はブロイラーを含む。
平成5年から9年までは成鶏めす羽数300羽未満、10年以降は1,000羽未満の飼養者を除く。
a) めん羊を含む。
b) 陸軍用馬と徴発された馬教を含まない。
(1) As of February 1 of the year. However until 1940, as of the end of December.
(2) Until 1896 and from 1945 through 1972, excluding Okinawa Prefecture.
(3) From 1945 through 1961, excluding Amami islands.
(4) Object of survey: Milking traders until 1923, including farm households beginning 1924. For categories other than "Milk cows", the object of survey unknown until 1926. Raising farm households and other farming organizations from 1941 through 1947 and for 1950, 1956, 1957 and 1959, farm households and other raisers beginning 1960, raising farm households, other farming organizations and non-farming households for 1949, and raising farm households (but for 1953, raising farm households and other farming organizations for "Layers") from 1951 through 1955 and for 1958.
1) From 1908 through 1918, total of beef cattle and milk cows. Until 1960, classification is "Draft and beef cattle".
2) Including breeding fowls. Until 1963, including broilers.
From 1993 through 1996, excluding raiser households with less than 300 adult hens. Beginning 1997, excluding those with less than 1,000 adult hens.
a) Including sheep.
b) Excluding army horses and requisitioned horses.
〔資料〕 農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課「畜産統計」「畜産物流通統計」

Source: Statistics Department, Minister's Secretariat, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries.

第二次世界大戦の終結によって天皇制・地主制から国民主権の国家となった日本は資本主義経済社会での本格的な農畜産業が展開した。

農地改革後における日本の農業の近代化・合理化のあり方として戦前期の有畜化論が再度取り上げられたが、そのモデルとしてはヨーロッパ農業が経験してきた輪栽式経営の有畜と輪作が検討され、ドイツ農業経営学の理論が導入された。しかしながら、日本の農業の実態分析とともに明治以来の老農技術農法と輪栽式農法の比較研究がすすみ、水田酪農などの日本的な水田有畜複合経営の合理性が評価されるようになった。

このような戦後10年間での有畜複合経営における畜産振興は、耕運機などの機械化がすすんだこともあって役畜から用畜へ転換したこともあり、購入飼料に依存していく養鶏、養豚や搾乳業の「専門的畜産経営」の拡大と水田などの土地と結びついた「零細有畜複合経営」の二つの形態をとっていった。すなわち、1940年代後半では400万養鶏農家による10羽程度の自給的養鶏は消滅し(表-2)、1950年代後半になると多数羽化と専門

化がすすみ、1970年代では1万羽以上の大規模な会社企業経営が形成され、後述するような土地から離脱した加工業的・バタリーケージ工場的畜産が支配的となった。また、養豚部門も輸入飼料依存の加工型畜産へ転換しつつ、1.5ヘクタール未満の零細農家が新たな収入源として養豚部門を導入し、稲作と結びついた「零細有畜複合経営」が進展した。しかしながら、1970年代になると養豚部門へ進出した農外企業のインテグレーションとの競争によって、次第に稲作部門との分離をはかって企業の専門経営化が進んだ。一方で、水田酪農などモデル的な有畜複合経営形態であった酪農部門も輸入飼料への依存度を高め、1970年代後半からは稲作を放棄した水田飼料作への転換がすすみ、複合経営形態から専門経営形態へ転換していった⁽¹³⁾。

1950年代に入って、アメリカ合衆国のGHQ（連合軍最高司令官総司令部）は自国の余剰農産物の解消のために日本への輸出戦略をとり、その一貫としてとくに小麦・大豆・とうもろこしなどの濃厚飼料の輸出を強化した。日本政府は独立後も無関税化などによって安い飼料を輸入し、輸入濃厚飼料に依存する加工業型畜産システムを養鶏、養豚、酪農、肉牛肥育の各部門で育成する農業基本法を成立させた。農業基本法は施設園芸や畜産などの部門を選択的に拡大する方針に基づいて強力な補助事業の推進が特徴であった。

以上のように、1960年代からの基本法農政は、土地と結びついた有畜複合形態の振興から畜産の専門的な選択的規模拡大の補助政策を振興するために、高い生産性・効率性を実現する畜産経営の工場的畜産システムを目標とし、欧米から飼育技術と施設機械を導入し、その畜産技術研究の推進と全国的な普及体制を整備していった。この政策の特徴は家畜および畜産物をまさに“物”として扱い、高い生産性と効率性を追求するシステムを振興する政策であったといえよう。農業が“生きるいのちである作物や動物を育てる産業”であることの認識を欠いた農政が開始されたのである。

その政策を支えた科学分野においても、欧米学問の「翻訳化」をベースにした畜産学研究者及び経済学研究者の研究対象と研究視点には家畜・作物を“感受性のある生命存在”であるという認識力が不足していた。有畜農業の合理性を社会科学的に分析する研究においても、「家畜は愛すべきものとして人格化」し「家畜があれば農業も楽し」という“日本の古い農家の家畜観”を払拭し、「家畜なければ農業なし」という欧州の家畜観に転換させて合理的経営理念をもつ有機農業経営者を育成することを期待するといった論調が強かった⁽¹⁴⁾。このような研究視点の傾向は現在でも続いており、AW研究の後進性の因でもある。

他方において近代以降に展開してきた老農技術農法には、作目だけでなく農場周辺のあらゆる生物の生育過程を観察して、害虫、病原菌微生物、害獣を“害”とみなして絶滅するのではなく、多様な生物と共生する技術を試行してきた。

また、基本法農政が増収を実現する目的で化学肥料や化学農薬の使用を推進したために、1960年代後半から環境公害へ対する市民の反対運動と消費者の食品安全安心運動が発生し、農業生産者との産直システムが開発された。その運動とともに有機農業システムが1970年代から注目され老農農法が再評価されたが、産直運動は“食物”の「安全性」と「適正価格」を生産者と確認し実現するシステムに留まったままであり、本来の生物多様性の保全とそれに包含されるべき家畜福祉の認識は軽視されたままである。

4.日本における畜産インテグレーションの確立とAW政策

戦後1940年代後半の畜産は有畜経営農家の副業的部門であったが、次第に多頭羽数化と専門化がすすみ、1960年代には輸入濃厚飼料に依存する加工業的で専門的な畜産企業経営が形成された。専門化された畜産経営は高生産性と効率性をはかるために土地利用から離脱し、家畜の自由を制限する飼養方式である「工場的畜産システム」を欧米から導入した。

工場的畜産システムで大量に生産された畜産物は流通市場の改革を促進させ、需給拡大によっていっそう新たな経済構造を成立させた。戦前から1940年代にかけては慣行的な

家畜商流通体制（前身は中世以来の馬喰^{ばくろ}：馬・牛の売買・仲介をする商人）が市場を支配してきたのであったが、1950年代では商業資本である問屋及び農協の流通体制へ移行し、1960年代には飼料資本と食肉加工資本によるインテグレーション（垂直的統合生産：加工、流通、消費の分業化された部門の相互依存関係が特定の資本によって系列化され一つに統合システムとなる）が主導的となり、1970年代以降では総合商社による全面的インテグレーションの流通支配が確立している（15）。

農外資本による国内でのインテグレーションが進展するとともに、1980年代からは海外での開発輸入へ事業を拡大し、とくに貿易の自由化に対応した企業は諸外国の牧場の買収直営、食肉加工施設の買収直営、畜産委託契約などの事業をすすめた（16）。これらの外国に進出した企業が現在進められている世界的なAW畜産の規制においてどのような対応をしているかが問われる。

表-3 家畜飼養経営体における農家数と飼養頭羽数(2010-2015センサス)

家畜 畜種別	乳用牛		肉用牛		豚		採卵鶏		ブロイラー	
	飼養 経営体数	飼養 頭数	飼養 経営体数	飼養 頭数	飼養 経営体数	飼養 頭数	飼養 経営体数	飼養 頭数 (100羽)	出荷した 経営体数	出荷 頭数 (100羽)
年度	経営体	千頭	経営体	千頭	経営体	千頭	経営体	100羽	経営体	100羽
2010年	22,781	1,558,359	66,759	2,496,002	4,873	7,925,683	4,914	1,495,138	2,142	5,581,113
2015年	18,186	1,403,278	50,974	2,288,824	3,673	7,881,616	4,181	1,514,816	1,808	6,085,260
2015年うち家族経営体（農家）%	96	85	97	67	70	28	78	16	81	36
うち組織経営体 %	4	15	3	33	30	72	22	84	19	64

一方、農外企業のインテグレーション体制に組み込まれないで独立した農業家族経営体が畜産専門の企業経営（小企業農）として進展しており、2015年農業センサス（表-3）では農外企業のインテグレーションが展開してきた中小家畜の養鶏、ブロイラーと養豚の部門でも農家（家族経営体）の占める割合は70%～80%と大きい。しかしながら、家畜飼養経営体数は会社（農外インテグレーションを含む）などの組織経営体を圧倒しているにも関わらず、飼養頭羽数にしめる割合では16%～36%と低く、飼養規模が比較的小さいことが実態である。このような小企業農は農外インテグレーション体制とは異なった流通ルートを開拓しており、とくに消費者団体などとの産直システム（生消インテグレーションともいえる）によって対抗している。

AW畜産が食品安全との関係で世界的に注目されたのはイギリスなどEUにおいて1980年代から発生してきたBSE（通称狂牛病）危害問題といわれる。EUでは2002年に食品安全機関（EFSA）が設立され、その主要業務にはEU委員会及び加盟国に食品安全についての科学的意見を提供することとなっており、8つの科学小委員会の中に「動物の健康と福祉問題」科学小委員会がある。この委員会からはBSE問題に関連して家畜の福祉問題についての絶えず科学的な提言が出されている。日本においても2001年にBSE感染牛が確認され、2003年に食品安全基本法が制定されて食品安全委員会が開設されたが、EUのような家畜福祉についてリスク分析するための科学委員会が設置されないままである。日本政府の食品安全政策のなかには家畜福祉のコンセプトが皆無のままなのである（17）。

戦後日本の動物保護に関係する法律は、1973年に国会議員立法によって「動物の保護及び管理に関する法律」が制定され、1999年には「動物の愛護及び管理に関する法律」へ名称変更がなされた。その後も部分改正が度重なっているが主に犬や猫のペットを対象としたものであり、家畜を対象とする産業動物についてのAWについての法的基準は定め

られていない。そのため家畜福祉についての立法による政策的な措置がなされていない現状が続いており、農林水産省の外郭団体である畜産技術協会が後述するような家畜福祉市民団体や研究者の家畜福祉推進活動と連動して、2005年-2006年に協会主催の形で創られ、実際は農林水産省畜産振興対策室と環境省が主導する「家畜福祉に配慮した家畜の取り扱いに関する検討会」を開設した。その後2007年度から検討会の名称を変更して「日本型アニマルウェルフェア対応飼養管理確立推進事業」(図を参照)を開始し、2011年度までに畜種別の「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」を策定した。

また、2010年度から農林水産省消費・安全政策課が「OIE連絡協議会」(産業界、技術研究者、学識経験者、消費者などとの意見交換会)を年2回開催してOIE原案に日本としてのコメントを行っているが、「飼養管理指針」もそのOIEの畜種別アニマルウェルフェアガイドラインの策定と改定に対応して改定されている。以上のような法的な基盤のない家畜福祉の行政政策には限界があり、世界的な家畜福祉畜産基準の確立に対応するためには日本の民間企業の経済および市民生活活動の進化が要となろう。

5.日本におけるAW畜産の現段階

1) 畜種別のAW畜産の現況；畜産技術協会アンケートによる特徴

日本社会では現在のところ生産者のみならず消費者、食品企業者、研究者、行政などのAW畜産についての関心と認知度が全般的に低い。先述した日本での唯一の半官半民のFAW基準である「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針」を飼育者がどの程度認知しているかが、表-4のアンケート結果から伺える。

表-4 「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」認知度と家畜福祉飼育の必要性について

畜産技術協会アンケート(2015年)：全国酪農業協同組合連合会調査(505件)、全国肉用牛振興基金協会調査(758件)、日本養豚協会調査(428件)、日本養鶏協会調査(398件)、日本食鳥協会調査(995件)

	乳用牛農家	肉用牛農家	養豚農家	採卵鶏農家	肉鶏農家	平均
「飼養管理指針」を知らない	77%	72%	47%	38%	64%	60%
今後は家畜福祉飼育を重視	72%	65%	63%	59%	58%	63%

AW畜産のあるべき「飼養管理指針を知らない」飼養農家は、酪農・肉牛農家などの大家畜飼育者では70%強と多く、他方の豚・鶏などの中小家畜飼育者では半数以上が「知っており」関心度が高く、両者は対比的である。ただし、工場的畜産システムの典型部門であるブロイラー飼育者では知らない農家が比較的多く、しかも鶏全般においては今後とも家畜福祉飼育への取り組み方針が弱い傾向が読み取れる。このアンケート調査では、畜産農家の牧場経営実態がうまく反映しており、容易にAW畜産システムに転換できない矛盾した経営者意識が現れていると言えよう。

大家畜部門において、家畜のストレスを軽減する具体的要件として課題となっている「放牧」「つなぎ飼育」「除角」「断尾」「去勢」をみると、酪農では「放牧をしていない」農家率は73%、「つなぎ飼育をしている」農家率は73%、「除角をしている」農家率86%(しかも麻酔なしが85%)、「断尾はしていない」農家率は91%である。肉用牛では「放牧をしていない」農家率は35%、「つなぎ飼育をしている」農家率は35%と少なく「群飼いをしている」農家率は繁殖牛で43%、肥育牛で80%と乳牛と対比的である。また、「除角をしている」農家率は60%、「断尾をしていない」農家率94%、「去勢をしている」農家率は87%である。

養豚部門での「経産豚にストールを使用している」農家率は88%、「子豚の歯切りをしている」農家率は64%、「雄子豚の去勢をしている」農家率は95%、「子豚の断尾をしている」農家率は82%、「遊具を設置していない」農家率は69%である。

採卵鶏部門では、ほとんどがケージ飼育であり、ケージで飼育羽数は「2羽」タイプが48%、「5~6羽」タイプが27%で、ケージに「砂浴び場」「産卵箱」「止まり木」を

「設置していない」農家率は90%で、各々の設置している率は1%に過ぎない。「ピークトリミング（くちばし切除）をしている」農家率は84%（ブロイラーは「していない」農家率が93%）、「換羽誘導をしている」農家率66%で（絶食法が81%）である。平飼い飼育では、「産卵箱、止まり木を設置している」農家率は8割弱と多く、「砂浴び場を設置している」農家率は49%とやや少ない。

以上のようなアンケートによる実態では対象が主として飼養農家（家族経営体）であり、畜産に特化した小企業農にも工場的畜産システムが広く定着している実態が見られる。しかしながら、農外企業によるインテグレーションの巨大規模の工場的畜産システムと食品チェーンが畜産市場を支配しており、その家畜福祉の実態分析が残されている。

2) 消費者の生活改善運動と家畜福祉への取り組み

消費者運動が1960年代から日本の高度経済成長とともに伸張し、食の安全とともに環境公害に抵抗する主体としてあたらしい経済システム「生協産直チェーン」を創造した。生産者との「提携・産地直結」という供給チェーンにおいて、チェーンの各段階での消費者によるチェックをするために、生産過程では消費者ニーズに適合する農法を実現させる協定を農業者と締結し、しかも農業経営の生産コストと収益を保障する適正価格を設定する非営利事業を展開してきた。消費者団体である地域生活協同組合は近隣地域の複数の組合員を“購入班”として組織化し、“班”は毎週計画的に食品等を共同で購入する生活経済単位であるとともに、生協商品委員会を構成する検査場単位として購入品の安全度や品質検査などを日常的に実行する役割を持っていた。また地域生活にとって不可避な問題として生活環境被害についての解決すべき課題も取り上げて活動する市民運動単位でもあった。食の安全をより確実にする生産段階での農法の改善として減農薬減化学肥料、Non-GM、抗生物質フリーなどの科学的な検査が進むにつれて、先述した伝統的な老農技術農法のレビューが行われ、新たな農業システムとして有機農業に注目するようになった。人間の食の安全にもつながる「生物多様性保全」を原則とする有機農法が理想的農法として評価され、有機畜産がその一部門として位置づけられている。

有機農業についての公的な認証制度は、日本農林規格等に関する法律（1950年）の改正JAS法「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」（1999年）に基づいた「有機農産物の日本農林規格」（2000年）によっている。有機農業の社会的な認知が広がったこともあって2006年には「有機農業の推進に関する法律」が制定され、特に「消費者との連携の促進」が基本理念とされた。

有機農業の実態はいまだ正確には把握されていないが、JAS有機認証農家（3815戸2010年）と従来から自主的な努力で消費者と産直提携している非JAS有機農家（7865戸2010年）を含めると約12000戸の有機農家が存在すると推計されている⁽¹⁸⁾。また、有機農産物が総農産物に占める消費量割合は2%に過ぎないともいわれており、それはスーパー店などにおける認証JAS有機農産物の市場流通量を基にしたものだとすると、生産者と消費者の実際の流通量はより大きいとも言えよう。

「有機畜産物の日本規格」はコーデックスの有機畜産ガイドラインと対応させて2005年に制定され、「農業の自然循環機能の維持増進を図るため、環境への負荷をできる限り低減して生産された飼料を給与すること及び動物用医薬品の使用を避けることを基本として、動物の生理学的及び行動学的要求に配慮して飼養した家畜又は家きんから生産することとする」と部分的に家畜福祉概念が包含されている。

このような公的な有機農業・畜産の認証制度が確立しているにもかかわらず、工場的畜産システムが定着している畜産専門的な小企業農と農外企業のインテグレーション畜産では家畜福祉への取り組みが弱く、JAS認証有機畜産は全国全体でも10件前後でしかない。

現在の消費者の有機農業運動の柱は人にとって安全な農産「食べ物」の取得に集約されている。生協の産直運動における生産現地への体験的交流が畜産牧場でも繰り返され、

「家畜とのふれあい」が重要な役割をはたしてきた。しかしながら、消費者が畜産現場での家畜の飼育方法について、とくにストレスを軽減する飼育方法についての基本的知識と自覚的な観察がほとんど皆無の状態での一時的な「ふれあい」に過ぎないレベルが現状である。特に、1990年代になって生協の組合員活動の基本的な場であった「班組織」が解体され、組合員への個別宅配システムに転換した時点から組合員の共同研修活動の弱体化がすすんでいる。

以上のような一般的な生協の消費者運動の構造変化が必ずしも家畜福祉運動につながってこなかったのであるが、後述するように畜産食の安全と家畜福祉飼育が強く連関していると認識する事業体「有機農産物専門流通事業体（当時の大地を守る会、らでいっしゅぼーや等）や産直型の生協であり、ある程度供給能力を持った産直産地組織（米沢郷牧場、秋川牧園等）」⁽¹⁹⁾のビジネス事業が評価されている。

6.日本における家畜福祉社会への展望と課題

1) 市民による家畜福祉運動の推移

日本の市民による動物保護団体の多くは主に犬や猫の保護と飼育環境の改善に寄与してきたが、産業動物の家畜の保護運動についての関心は低いままである。

家畜福祉についての市民運動体が組織された契機は、農業経済学の研究者が主導して、動物保護団体、消費者団体、農業者団体および家畜行動学の研究者のグループによるシンポジウムの開催に始まる。2001年12月に米国の大学教授とイギリスの世界動物保護協会 WSPA の専門家が招待され「畜産動物の健康と福祉を考える」が開催された。シンポジウムを開催した研究者グループは、WSPA 本部の協力でイギリスの有機畜産農場への調査研究を実施した。ヨーロッパや米国など畜産先進国の動物保護団体でも当時はまだ家畜についての福祉問題の意識は低いレベルであった。それを契機に家畜福祉についての情報交換を国際的な NGO（Eurogroup for Animals, ICAFW; International Coalition for Farm Animal Welfare）と連携して行われた。このシンポジウムをきっかけとして農業と動物福祉の研究会 Japan Farm Animal Welfare Initiative が 2002 年 6 月 22 日に設立され、イギリスの有機畜産農場のマネージャーや経営者、動物福祉団体の専門家などを招き、コラムのような一連の国際シンポジウムを開催してきた。設立当時の日本では家畜福祉 Farm Animal Welfare という用語はほとんど使われておらず、ペットや野生動物、実験動物などの分野でのみ動物の福祉問題一般が取り上げられている状況であった。農林水産省や獣医師会、畜産団体へ家畜福祉への振興対策を要望したが、当時の関係者にとって家畜福祉は「対岸の火事」という意識が強かったため、まずは行政や畜産関係者へ、EU、米国での FAW の現状や OIE の世界家畜福祉基準作成の動向などについて情報を提供することがセミナー・シンポジウムの目的であった。

【コラム】

農業と動物福祉の研究会のシンポジウム活動の推移

Japan Farm Animal Welfare Initiative

2002年「日本とEUイギリスの有機畜産とアニマルウェルフェアー環境と動物にやさしい畜産をめざしてー」、

2004年「フーデックスフォーラム；食の安全・安心・健康」、

2004年「WTOを超える試みー食の安全と動物福祉、生物多様性をつなぐー」、

2005年「緊急ワークショップ「国境を超える食の不安と家畜の病気 BSE・鳥インフルエンザー5月 OIE の世界動物福祉基準が決定するー」、

2006年「EUにおける家畜の健康・福祉戦略が日本に及ぼす影響」、

2009年「世界が動くーアニマルウェルフェア畜産への改革；第一部家畜の健康と福祉に取り組むネットワーク形成、第二部東アジアのチャレンジー韓国・台湾・中国・日本」

その後は、2010年の口蹄疫の発生、2011年の東日本大震災の発生によってシンポジウム等の開催は休止したが、研究会メンバーはこれらの緊急事態に対して支援活動を行ってきた。

2013年「家畜福祉についての獣医師研修セミナー」第1回 2/1 東京、第2回 北海道、第3回 口蹄疫発祥のため宮崎開催中止

2013年「養鶏における家畜福祉セミナー」

2014年「家畜福祉食品の消費流通システムに関するシンポジウム」

2014年 北海道・農業と動物福祉の研究会設立

⇒「2016年5月（一社）アニマルウェルフェア畜産協会設立」

2016年 JFAWI 解散

JFAWI は任意組織であり、家畜福祉の研究と研修を専門とする研究者と動物保護活動家、農業団体職員、生協職員、有機専門流通業者などの個人によって運営され、その活動によって次第に行政、獣医師会、畜産団体とのコミュニケーションがつけられ、FAW についての情報が共有化された。その連携の効果もあって、先述した「飼養管理指針」の策定にも関わるなど（策定委員会の委員に JFAWI の研究者が就任した）、家畜福祉普及に一定の役割を果たした。

JFAWI の中心的な役員の高齢が組織解散の大きな理由でもあったが、すでに行政などの家畜福祉への取り組みが整備されつつあり、また生産者、食品企業者の FAW ビジネスが本格的になりつつあることから、2016年に JFAWI は解散した。

それを前史として FAW ビジネスと FAW ライフスタイルを実現する企業と個人生活者があらたな組織化をめざし、アニマルウェルフェア フード コミュニティ ジャパン Animal Welfare Food Community Japan:AWFCJ が 2016年5月に設立された。

AWFCJ は認証ビジネス団体でもなく食品ビジネス企業でもなく、実業者（生産者と食品企業）と消費者が中心の FAW 普及運動体である。また、客観的に FAW の実態と改善を評価するために動物保護活動家と研究者・専門家が内部的な FAW 評価指標を提示して、牧場会員の FAW の実態と改善計画を自己分析するための参考資料とする方針である。FAW の科学的評価基準は世界的にみても未だ発展途上にあり、現時点で最高レベルの指標を検討しながら当面の適用が予定されている。

2) 家畜福祉ビジネスと個人生活者ライフスタイル価値観が進化する課題

アニマルウェルフェア畜産（家畜福祉畜産）とは、家畜を「行動要求満足度の高い生活状態で飼育する」生産システムであるとともに、そのことによって人も家畜から安全で質の高い「ウェルフェア食品」と人間のストレスを軽減するセラピー効果のある「癒し力」をも与えられるという、人と家畜とが相互依存する「ウェルフェア共生システム」と定義したように、FAW 畜産の二つの商品「ウェルフェア食品 Welfare Food」と「癒し力サービス Therapy Service」の複合チェーンを開発することが日本社会の課題である。

貿易自由化の拡大という条件下での日本のような農産食品の輸入国では、その二つの AW 商品のうち「ウェルフェア食品」の需給チェーンの開発は、欧米畜産先進国を中心と

する多国籍食品巨大企業チェーンの AW ビジネスとの熾烈な競争が不可避的である。

しかしながら、もう一つの AW 商品である「癒し力サービス」の供給者は家畜の AW 飼育現場であるため地域限定的な特質をもっている。

本稿では、前提として現在の OIE 基準、EU 基準、その他の民間基準に引用されている科学的 AW 評価基準は未完成であり、今後も飼育現場における実証的な改良が必要であり、AW 科学は発展過程にあるという認識である。

そこで以下において、①アニマルウェルフェア牧場の FAW 経営理念の確立、②食品企業の FAW チェーン開発、③小企業農と消費者事業体が直結する FAW チェーンの開発、についての命題を検討する。

① アニマルウェルフェア牧場の FAW 経営理念の確立

家畜福祉畜産を経営理念とする畜産農場は、以下のビジネス理念を確立することが課題である。ここでは先述した日本の実態による具体的な改善問題は扱わない。

第一に世界的な AW の原則であるファイブフリーダム（動物の 5 つの自由）に基づく科学的な基準に従って現在の飼育実態を分析評価し、改善点を明確にして計画的に解決すること、

第二に飼育実態と改善計画を食品企業および最終消費者に公開すること、

第三に飼育現場において家畜福祉の改善によって実証された情報を記録し AW 科学の

基準発展に貢献すること、

第四に農場主は飼育作業員へ AW 知識教育と AW 飼育技術の研修を行うこと、

第五に農場飼育者は AW 飼育家畜から与えられる「癒し力」によるライフスタイルを築くこと。

AWFCJ では、会員牧場にはファイブフリーダムの実態と改善 3 ヶ年計画を作成公表している。

② 食品企業の FAW チェーン開発

日本の食品企業（流通企業、食品加工企業、外食企業など）のほとんどは FAW 食品についての知識とビジネス戦略が欠如している。

総合商社系の店舗型流通企業の手であるスーパーマーケットやコンビニには「ウェルフェア食品」の販売戦略が皆無であり、畜産インテグレーション下の工場的畜産システムの畜産食品流通が体制を占めている。

先述した畜産食の安全と家畜福祉飼育が強く連関していると認識する事業体である有機農産物専門流通事業体や産直型の生協として、AWFCJ の会員でもあるオイシックスら大地（ネット通販会社オイシックス+大地を守る会+らでいっしゅぼーやの合併会社）、パルシステム生協、東都生協は、FAW 牧場（AWFCJ 会員牧場も含まれている）との産直チェーンを事業化している。主に消費者組合員ないし会員の組合費出資によって財政基盤が作られており、チェーンの各段階では食品安全ガイドラインにそった管理が徹底されている。レストランなどが FAW 食材を料理するチェーンの開発は少ないが、「ウェルフェア食品」を食べられる店の紹介についての消費者ニーズが強まる傾向にある。

以上のように、日本ではウェルフェア食品ビジネスに関連する食品企業には異なる二つの類型がある。

国内及び海外での畜産インテグレーションを構築している食品大企業と、生産者と産地直結チェーンを構築している消費者直結型事業体である。前者は貿易自由化によって現在国際的に進展している BBFAW のような多国籍食品巨大企業との競争が激化することで、世界的な「ウェルフェア食品」ビジネスへの着手が必然となる。その場合、開発輸入先の外国牧場の FAW 生産システムへの転換問題に直面せざるを得ない。また国内のインテグレーション農場での FAW 生産システムへの転換は業界の FAW 認識の欠如からしても困難な状況であり、今後は新たなビジネス戦略の転換

が課題となろう。

③ 小企業農と消費者事業体が直結する FAW チェーンの開発

21 世紀になって、IT 革命によるネット通販システムによるあらたな流通革命が進行している。ネット企業・宅配企業の通販システムと従来型の店舗小売システム（商社・流通業者→スーパーおよびコンビニなどの店舗）との競合の時代に対応して、小企業農の経営戦略が問われている。現在の小企業農の経営動向を見ると、いずれにしても「食べ物」の生産販売の経営戦略のみであり、家畜飼養者として「いのちを育てる」農業経営体として、この流通システムの改革にもう一つの AW 価値商品である「癒し力（セラピーサービス）」をいかに消費者に販売するかという経営理念と経営戦略の進化が問われている。

家畜福祉は飼育生産（者）の場だけで実現できるものではなく、最終消費者と中間業者である食品企業者が AW 価値を認知することがなければ不可能である。飼育者のみならず消費者の生活スタイルにおいて AW 価値の認知があることが必須であり、また食品企業者のビジネス理念とライフスタイルにおいても AW 価値観の共有が必要条件である。消費者の焦眉の関心は「食物の安全安心」に集中している。

世界のアニマルウェルフェア畜産の改革の中で、消費者はもう一つの AW 価値商品である「癒し力（セラピーサービス）」をいかに購入するかというライフスタイルへの転換が問われているのである。

そのような転換のためには、FAW に関心をもっている先進的な生協などの食品事業体では組合員消費者への FAW についての情報提供とともに以下の課題があげられる。

第一に職員と理事者への FAW 教育プロジェクトを立ち上げ、畜産食品の安全性についての認識を新たにするとともに、組合員消費者にウェルフェア商品为新商品として推進し宣伝することである。

第二に提携小企業農者との産直ビジネスにおいてウェルフェア食品の事業を取り組むことである。

第三に消費者組合員のライフスタイルの転換を促すための体験メニューとしてウェルフェア食品の産直提携牧場において「癒し力セラピーサービス」を提供することである。

第四に消費者と牧場飼育者との産直チェーンの各工程での FAW 評価基準の検証と改善を共同で実施し、科学的でより望ましい FAW 評価基準を策定することである。

第五に消費者団体での新たな商品としてのウェルフェア食品の購買収入を増加させ、それとともに消費者組合員の FAW ビジネスへの出資を拡大してもらい自己資金の比重を高めることである。

以上のように、消費者直結型の家畜福祉畜産チェーンは日常的で地域限定的であるので、消費者の生活価値観による持続的な購買ニーズに支えられる。ウェルフェア食品と癒し力セラピーサービスの 2 つの商品の複合的チェーンが実行されることで、貿易自由化による世界市場からの競争圧力から自立する可能性が高いと期待される。

【引用文献】

1. 松木洋一「序章 アニマルウェルフェアフードシステム開発の論理 はじめにー アニマルウェルフェアの定義」所収『日本と世界のアニマルウェルフェア畜産 下巻 21世紀の畜産革命』養賢堂 2018
2. 原田信男『歴史の中の米と肉ー食物と天皇・差別』平凡社選書 147 1993年
3. 若尾政希「食から文化を考えるー日本史研究への招待」一橋大学機関リポジトリ 2013
4. 若尾政希「お肉のススー肉食禁忌と食の文明開化ー」平成 25 年度 一橋大学附属図書館企画展示

5. 地球生物会議 ALIVE「日本における主な動物保護法制の歴史」 <http://www.alive-net.net/law/wadai/law-history.html>
6. 秋田昌美「肉食禁止の歴史」 <http://merzbow.net/cruelty-free-life/10/>
7. 吉田忠『牛肉と日本人』人間選書 162 農山漁村文化協会(農文協) 出版 1992
8. 影山教俊「明治時代の歴史年表から読み取る日本の仏教文化の変化について」現代宗教研究第 43 号 259-305、2009
9. 農林水産省畜産局編『畜産発達史別編』中央公論事業出版 1967
10. 松木洋一他「日本における複合研究 1. 明治大正期の複合経営研究」金沢夏樹編著『農業経営の複合化』地球社 1984 年
11. 矢崎栄司「放牧、野草の飼料利用、家畜福祉からの日本型畜産の未来像」松木洋一編著『21 世紀の畜産革命』養賢堂 2018
12. 青鹿四郎『農業経済地理』叢文閣 1935
13. 松木洋一「有畜複合経営の展開」前掲金沢夏樹編著所収
14. 桜井守正「有畜農業における課題—主として家畜飼養の経営経済的意義よりみたる—」農業総合研究第 4 巻第 4 号 1950
15. 吉田六順『畜産の経済学—現代危機からの解放—』全国農業改良普及協会 1974 年
16. 松木洋一「食肉の輸入自由化と畜産保護政策」中野一新他編著『国際農業調整と農業保護』農山漁村文化協会 1990 年
17. 松木洋一・R.ヒュルネ編著『食品安全経済学—世界の食品リスク分析』日本経済評論社 2007 年
18. 西尾道徳「環境保全型農業レポート No.187 有機 JAS 以外の有機農業の実態調査結果」2011 <http://lib.ruralnet.or.jp/nisio/?p=1469>
19. 大山利男「有機畜産に問われる課題と論点」有機農業研究 vol.9No.1 2017